

## 第19回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和4年10月28日（金）

船橋市保健福祉センター3階

保健検査室、歯科検診室

### 【議題】

#### ○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

#### ○開会後

- 1.マイクロチップ装着の義務化及び狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度について
- 2.動物愛護指導センターの機能強化について
- 3.その他
  - ・飼い主のいない猫に係る啓発看板について
  - ・次回の会議について

### 【開会前】

#### 1. 事務局説明

本日、欠席者なしの旨報告があった。

#### 2. 保健所長あいさつ

#### ○保健所長 船橋市保健所長の筒井です。

委員の皆様方におかれましては、日頃本市の市政に対しご理解、ご協力をいただき、誠に感謝、お礼を申し上げる。会議開催にあたり、ひと言ご挨拶させていただく。

委員の皆様方には、令和2年12月から本会議の委員をお引き受けいただき、早いもので2年間の任期が終わることとなった。この間は、まさにコロナ禍であり、市の会議がほとんど中止になるなか、この会議だけは継続し、対面で行わせていただいた。少し強行的なスケジュールであったが、非常に内容が豊富で、重要な内容であるにもかかわらず、私どももお願いばかりして大変申し訳ない限りだったが、

皆様方にはしっかりと整理してご協議いただいた。その甲斐があり、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正や、船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインの主たる内容もこの会議で十分にご議論いただいた。本当にありがとうございます。

また、国では、今年の6月に、令和元年に改正された動物の愛護及び管理に関する法律の犬・猫のマイクロチップ装着に関する規定が施行されている。ペットショップで販売される犬・猫のマイクロチップ装着が義務化されたように、動物愛護管理行政に大きな変化、流れができている。

本日は、これまでの課題等を整理させていただき、今回の会議が現行の委員で最後となるので、一旦締めくくりになる。次期委員の方へ引き継いでいくこととなるが、現行の委員で、本日お示しする課題の整理等について、貴重なご意見等を賜り、それを次に繋げていければと思っている。

最後になるが、だんだん寒くなってきた。今年は、新型コロナウイルス感染症だけでなく、久しぶりにインフルエンザが猛威を振るうのではないかということも言われており、私どもも大変懸念している。

コロナについては、今一旦落ち着いてきているが、アメリカやヨーロッパでは新しい変異株が出てきて、それが増えており、年末に向けて非常に気になる状況である。委員の皆様におかれましても、引き続き新型コロナウイルス感染症予防へのご協力をお願いし、会議開催の挨拶とさせていただく。本日もよろしくお願いします。

.....

### 午前 10 時 12 分開会

#### 会議の公開・非公開、傍聴者について

中村会長から、本日の会議は公開とすること、6人の傍聴申し出があったことの報告があった。

#### [傍聴者入室]

### 1. マイクロチップ装着の義務化及び狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度について

#### [説明]

○動物愛護指導センター所長 資料1をご覧ください。本日の説明は、令和元年に行われた、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正の説明については、時間の都合上省略させていただきます。別途配布している、(参考資料1)「動物の愛護及び管理に関する法律」の令和元年改正の概要をご覧いただき、ご不明な点があれば、個別に事務局へお問い合わせいただけます。

スライド2ページをご覧ください。令和元年6月に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」の概要です。スライドに赤字で示した、犬猫等販売業者に対するマイクロチップ装着等の義務化等に関する規定は、令和4年6月1日から施行された。これについて、次のスライド以降で詳しく説明する。

スライド3ページをご覧ください。マイクロチップの装着等の義務化について、令和4年6月1日か

ら、①犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着、情報登録の義務化、②マイクロチップを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化、③狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例等について施行された。

スライド4ページをご覧ください。まず、マイクロチップの装着及び登録の義務化について説明する。犬猫等販売業者である、ブリーダーやペットショップは、犬又は猫を取得したときは、その犬又は猫を取得した日から30日以内に、ただし、生後90日以内の犬又は猫を取得した場合は、生後90日を経過した日から30日以内に、当該犬又は猫にマイクロチップを装着すること、又は、取得した犬又は猫を譲渡する場合は、その譲渡しの日までにマイクロチップを装着しなければならない。さらに、犬猫等販売業者等は、マイクロチップを装着した日から30日以内、若しくは、犬又は猫の譲渡をする日までに、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならない。また、犬猫等販売業者から、マイクロチップの登録証明書とともにマイクロチップの登録を受けた犬又は猫を譲受けた者は、犬又は猫を取得した日から30日以内に、変更登録を受けなければならない。図をご覧ください。①ブリーダーが獣医師へマイクロチップの装着を依頼する。②獣医師はマイクロチップを装着し、③マイクロチップ装着証明書を発行する。④ブリーダーは、環境省の指定登録機関である、公益社団法人日本獣医師会へマイクロチップ情報を登録する。この、マイクロチップ装着と登録を、ブリーダーが犬又は猫をペットショップや一般の飼い主へ譲り渡すまでに行うことが義務化された。⑤指定登録機関は、ブリーダーに対しマイクロチップの登録証明書を交付する。⑥登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、⑤で指定登録機関から交付されたマイクロチップの登録証明書とともにしなければならない。これは、譲り受けた者が行う所有者等の変更登録の申請に、登録証明書に記載された暗証番号が必要であるためである。⑦ペットショップが犬又は猫を仕入れた場合、マイクロチップ情報の変更登録を30日以内、若しく

は、その犬又は猫の譲渡しの日までに行わなければならぬ。そして、⑨一般の飼い主へ譲渡す際は、⑥と同様に、登録証明書とともに犬又は猫を譲渡す。⑩ペットショップ等の犬猫等販売業者から犬又は猫を購入した一般の飼い主は、マイクロチップ情報の変更登録をしなければならない。これは、飼い主の義務として規定されており、ペットショップ等が代わりに行うべきでないと示されている。これまでの説明が、マイクロチップ装着の義務化と登録の義務化の概要となる。なお、都道府県等は、これらの措置が適切になされるよう、犬又は猫の所有者に対し、必要な指導及び助言を行うよう努めることが規定された。狂犬病予防法の特例については、後程、別のスライドで説明する。

スライド5ページをご覧ください。こちらは、一般的な犬猫の販売流通以外の経路です。動物愛護団体や飼い主は、マイクロチップ装着は努力義務となる。注意点としては、①のマイクロチップの装着は努力義務であるものの、マイクロチップを装着した場合には、④以降の登録や変更登録は、動物愛護団体や飼い主も義務になる。また、新しい飼い主に譲渡する際は、指定登録機関から交付された登録証明書とともにを行うことも義務になる。

スライド6ページをご覧ください。次に、狂犬病予防法の特例制度の概要について説明する。環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づくマイクロチップ装着に伴う犬の登録情報について、市町村長が求めた場合には、環境省令で定める事項を通知する。通知を受けた市町村は、飼い主から狂犬病予防法に基づく犬の登録申請等があったものとみなす。犬に装着されたマイクロチップは、狂犬病予防法上の鑑札とみなされる。図をご覧ください。①犬猫等販売業者や犬猫所有者が、その所有する犬に獣医師にマイクロチップを装着してもらい、②指定登録機関へ登録する。指定登録機関は、狂犬病予防法特例制度へ参加する市町村に対し、④犬に関する登録情報を通知する。⑤通知を受けた市町村は、狂犬病予防法に基づく犬の登録を行う。この場合には、犬に装着されたマイクロチップを狂犬病予防法に基づく鑑札とみなすため、改めて市町村長が犬の

所有者へ鑑札を交付する必要はない。なお、指定登録機関へのマイクロチップの登録には300円、紙で申請する場合は1,000円の手数料が必要となる。これらが、狂犬病予防法の特例として規定された。

スライド7ページをご覧ください。狂犬病予防法の特例について、市町村長が求めをしない場合の説明である。船橋市は、現在、犬の所有者が指定登録機関に行った、マイクロチップの登録の申請や変更登録の申請等について、通知を求めていないため、この流れとなる。図をご覧ください。①、②の赤色の矢印で示したように、犬猫等販売業者や犬猫所有者が、マイクロチップの登録を指定登録機関へすることが義務付けられた。それと合わせて、緑色の矢印で示したように、犬猫等販売業者や犬猫所有者は、狂犬病予防法に基づく犬の登録又は変更の届出を、別途、市役所へも行わなければならない。また、③に示したように、犬猫等販売業者や犬猫の所有者は、死亡の届出や住所変更等の登録事項の変更届出についても、指定登録機関と、市役所へそれぞれ届出なければならない。

スライド8ページをご覧ください。狂犬病予防法の特例について、市町村長が求めをする場合、すなわち、特例制度へ参加する場合の説明である。この場合、犬の所有者が指定登録機関に行った、マイクロチップの登録の申請や変更登録の申請等について、市町村長が求めを行い、環境大臣から通知される。図をご覧ください。①、②、③の左側の赤色の矢印で示したように、犬猫等販売業者や犬猫所有者が、指定登録機関へ犬に装着したマイクロチップ情報の登録、変更登録や死亡等の届出を行った場合、右側の赤色矢印のように、環境大臣の指定登録機関から、市役所へ犬の登録情報が通知される。この通知を受けた場合、市役所は、狂犬病予防法に基づく犬の登録の申請又は登録事項の変更届出、及び死亡等の届出があったものとみなす。このため、犬猫等販売業者や犬猫所有者は、指定登録機関へマイクロチップ情報の登録を行うことで、市役所へ狂犬病予防法に基づく犬の登録の申請や変更等の届出の手続きを行う必要がなくなる。

スライド9ページをご覧ください。狂犬病予防法

の特例への参加について、市の検討状況を説明する。特例制度へ参加した場合、マイクロチップが犬鑑札とみなされ、犬の所有者は、別途、市役所で狂犬病予防法に基づく犬の登録等の手続きを行う必要がなくなり、手続きが一本化されるため、犬の所有者の負担の軽減となる。加えて、犬の市内への転入の手続きもマイクロチップ登録情報の変更により、市への手続きが必要なくなる。また、ペットショップでのマイクロチップ装着の義務化により、狂犬病予防法に基づく犬の登録も徹底される。行政から見た場合でも、犬の登録に関する窓口での対応が減るほか、登録情報の犬の登録システムへの入力作業の簡素化が期待される。一方で、参加に対し懸案事項もある。この特例制度に参加した場合、犬の所有者等が市役所に犬の登録に関する手続きを行わないため、犬の登録に関する手数料の徴収をどうするのかといった問題がある。県内で特例制度に参加している自治体の柏市、市川市などは特例制度による犬の登録手数料を0円としたが、船橋市で同様の対応とすると市の歳入の減収が見込まれてしまう。加えて、煩雑な制度であるため、市民や動物病院への分かりやすい周知が必要となる。そこで令和4年7月7日に近隣自治体を集めて意見交換会を開催した。制度に参加している自治体から、参加までのプロセスや参加後の事務の状況について話を伺った。市民や動物病院への周知不足や、データの入力について市が保有する犬の登録システムとの連携などに問題があったとのことであった。一方で、不参加の自治体に不参加の理由を確認したところ、当市と同様に手数料の徴収の点が大きな問題となっていた。

スライド10ページをご覧ください。他市町村の狂犬病予防法特例への参加状況です。令和4年10月1日現在、全国で狂犬病予防法の特例に係る「求め」を行った市区町村は、全国で約1,700市区町村中、164市区町村となる。近隣市区町村では、県内では、市川市、柏市、浦安市等の10市が参加している。また、川崎市や東京22区が参加している状況である。全国的に狂犬病予防法の特例へ参加が進んでいない理由として、狂犬病予防法に基づく犬の

登録手数料に係る問題や、市町村で保有しているシステムの改修が必要なこと等の理由や、令和元年の法改正から3年後の施行だが、国から自治体への詳細な説明後、本制度の開始までの期間が短く、検討や準備等に時間を要していると考えられる。このように、色々と困難な部分はあるが、犬の所有者の負担を軽減し、所有明示及び狂犬病予防法に基づく犬の登録を推進するため、特例制度へ参加することを現在検討している。

説明は以上です。

---

○中村会長 お聞きのとおりです。マイクロチップ装着の義務化及び狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度について説明があった。ブリーダーやペットショップで販売される犬や猫について、マイクロチップの装着と登録が義務化された。マイクロチップの装着や登録の義務化の趣旨は、逸走時の犬又は猫の返還率の向上や返還の効率化、管理責任の明確化を通じた適正飼養の推進であったと思う。また、狂犬病予防法の特例制度へ参加した場合、マイクロチップが犬鑑札とみなされ、犬の所有者は、別途、市役所で狂犬病予防法に基づく犬の登録等の手続きを行う必要がなくなるということであった。犬の所有者にとっては、手続きが一本化されること、さらにマイクロチップの登録はオンラインで行うことができるので、非常に利便性が向上するかと思う。一方で、狂犬病予防法に基づく犬の登録は、今まで年間2,000頭程ありましたが、これがマイクロチップの登録へ移行することにより、登録手数料の減収による影響が心配される。事務局からの説明を受け、マイクロチップの装着や登録の義務化、及び狂犬病予防法の特例についてご意見のある方は挙手を願う。

○平川副会長 狂犬病予防注射については、従来と変わることがないと理解してよろしいか。狂犬病予防注射を受けるとステッカーをもらい、自宅のどこかに予防注射をしましたとはる行為があるが、それ

はどのように継続されるのか。

○動物愛護指導センター所長 狂犬病の予防注射は今までどおりとなる。市から犬の登録をしている飼い主へ予防注射の通知をして、動物病院又は集合注射で飼い主の義務として予防注射を実施していただく。犬と書いたステッカーを軒先で見かけると思うが、これは予防注射を実施した証ではなく、犬を飼っていることを示すものである。市では、毎年、犬の登録や注射済票の交付時に1枚配布していたが、今年度から、犬の登録の時にだけ配布している。昨年度市条例の規則を改正し、ステッカーの様式の規定を廃止したので、犬を飼養していることが分かればどのような様式でも構わない。また、飼い主の希望があれば、保健所又はセンターの窓口で配布する。

○平川副会長 我々の認識が少し違ったかもしれないが、他所の犬に咬まれた等という時に、その家はステッカーがはってあるから大丈夫という話がある。私の記憶では、予防注射を受けると毎年色が違うステッカーを貰う。それで、その家は毎年予防注射を受けているから大丈夫だという感覚を持っていた。今度は、それが無くなるという理解でよろしいか。

○動物愛護指導センター所長 ステッカーは、狂犬病予防注射を受けた証ではない。予防注射を打った場合には、ハート形の注射済票があり、犬の飼い主は、鑑札と注射済票を犬に装着しておく義務がある。鑑札については、マイクロチップの装着が義務になり、市が手挙げした場合に、鑑札がマイクロチップに代わるようになる。しかし、注射済票については、従来どおり犬に装着しなければならない。

○石川委員 マイクロチップが鑑札に代わるということで、マイクロチップを読み取るリーダーが必要になると思うが、1台が結構高額であり普及しないと思うが、どこに行けば読み取りができるか。

○動物愛護指導センター所長 マイクロチップリーダーを使う主な目的は所有者の確認であり、万が一動物が逸走した場合や迷子になり、センターや警察に保護された時にマイクロチップを読み取ることになると思う。必要となるのは動物愛護指導センター

又は警察となるのではないか。動物病院もマイクロチップリーダーを用意していると思う。

○南川委員 特例制度に参加することや、犬の登録事務の簡素化、オンライン化というのは望ましい方向と思うが、このような場合だと、指定登録機関にお金を納めて、指定登録機関から市に手数料が納められるという方法がよくある制度かと思うが、そのような仕組みになつていないが、そうならなかつたこれまでの議論状況等を教えていただけるか。

○動物愛護指導センター所長 もともと狂犬病予防法が厚生労働省で、動物愛護管理法が環境省の管轄になっており、環境省で動物愛護管理法を改正したときに厚労省とすり合わせがされていたと思うが、このような仕組みになった経緯は我々もわからない。市町村が手挙げした場合、飼い主が保健所に登録に来ないので、市の業務として役務が発生しないので手数料を取ることは難しいという議論を内部でしている。

○駒田委員 先程、どこに行けばマイクロチップリーダーがあるかという話があったが、指定登録機関の他にアイポ（A I P O）という民間団体があり、これまで獣医師会はアイポに登録しており、アクセスができた。今度、獣医師会は環境省の指定登録機関にアクセスができず、アクセスできるのは行政だけになる。アイポも指定登録機関も、日本獣医師会のデータベースであり、アイポもまだ現役で登録しており、一般の飼い主は混乱するのではないかと思う。千葉県獣医師会は、アイポと環境省の指定登録機関のデータベースの両方を並行して使っていきたいと考えているようだ。東京都は、アイポはやめて環境省の登録1本にしようという動きがあるようだ。そのところが、都道府県によって違うし、特例制度についても、県内の市町村でも違うので、私たちも混乱しているところである。センターで鑑札が必要になる時は、放浪犬等の飼い主を特定するためでよいのか。鑑札は、市に登録されているから、市のデータベース等を見て、飼い主が分かる。その代わりになるのが、マイクロチップということになる。マイクロチップは、装着しているのかどうか、鑑札のように着いていないのでわからない。登録証明書の

コピーを持ち歩くといいと言われているが、登録証明書には、飼い主の氏名や犬の名前は無く、犬の特徴等しか書いてないもので、飼い主が誰なのか分からぬ物となっている。これは、国の施策であるが、色々不便な気がする。その辺りはいかがか。

○動物愛護指導センター副主査 鑑札と注射済票は、狂犬病予防法で犬に着けることが義務付けられている。マイクロチップが鑑札とみなされた場合であっても、注射済票は装着しなければいけない。注射済票は、登録されている犬に交付されるものであり、今後、マイクロチップが犬鑑札とみなされた場合には、注射済票で犬の登録と予防注射がされていることを確認していくようになる。

○中村会長 他にご意見はないか。市へは、マイクロチップの装着及び登録の義務化、及び特例制度への参加について、市民、犬猫等販売業者や動物病院等へ、分かりやすく、十分に周知していただき、混乱なく特例制度へ参加できるよう準備をしていただきたいと考える。よろしくお願ひします。

.....

## 2. 動物愛護指導センターの機能強化について

### [説明]

○動物愛護指導センター所長 資料2をご覧ください。スライド2ページにあるように、動物愛護指導センターの機能強化について、1~5に示した順で説明する。

スライド3ページをご覧ください。1 動物愛護指導センターの機能強化の検討についてです。船橋市は、平成15年に中核市へ移行し、保健所を設置した。これに伴い、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例を定め、市民の動物愛護の精神の高揚と動物の適正な飼養を図ってきた。また、平成19年4月に、動物愛護指導センターを設置し、「人と動物が仲良く共生できるまちづくり」を目指すとともに、動物愛護の情報発信拠点として業務を開始した。国の動きとしては、平成24年、令和元年に動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正が行われ、法の目的

に人と動物との共生社会の実現を図ることが追記されたほか、終生飼養の明文化や動物取扱業の規制が強化される等、動物行政の方向性が変化し、動物愛護指導センターに求められる機能も変化している。そこで、近年の社会状況等を踏まえ、課題を整理し、動物愛護指導センターに求められる役割や必要な機能、動物愛護指導センターのあり方を検討し、センターの機能強化を図りたいと考えている。

スライド4ページをご覧ください。初めに、2 動物愛護指導センターの概要について説明する。動物愛護指導センターは、平成19年4月、「人と動物が仲良く共生できるまちづくり」を目指すとともに、動物愛護の情報発信拠点として業務を開始した。動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法及び船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬等による危害防止を図るとともに動物の正しい飼い方の指導、助言及び動物愛護に関する普及啓発を行っている。

スライド5ページをご覧ください。続いて、動物愛護指導センターの規模について説明する。動物愛護指導センターは、鉄筋コンクリート造りの平屋建てで、管理棟と収容棟の2棟からなる。管理棟には、事務所、多目的ホール、検査室、手術室と負傷動物の収容室等がある。多目的ホールではしつけ方教室、譲渡会等の各種イベントを開催している。また、収容した動物は、まず、治療処置室で全身状態の検査等を行う。収容棟は、犬収容室、猫収容室、検疫室と動物洗浄室（犬猫のトリミング室）等がある。収容後、治療処置室で必要な処置を行った動物は、感染症のまん延防止等の観点から、個体の状況により収容場所を分ける。基本的に、動物は個別管理しており、犬は1頭毎犬舎に収容する。子猫については、同じ母猫から生まれたと思われる個体は、同じケージに収容している。春や秋の子猫の出産が多い時期は、動物洗浄室にも猫用のケージを置き、収容することもある。近年は、犬の収容が減っており、犬収容室の収容頭数が上限となることはほとんどない。

スライド6ページをご覧ください。動物愛護指導センターの主な業務概要です。動物の愛護及び管理

に関する法律に基づき、動物の収容、返還、譲渡、殺処分、動物に関する相談苦情の対応、咬傷事故発生時の指導、動物愛護啓発事業を行う。また、第一種動物取扱業、第二種動物取扱業の届出を受け、立入検査や、特定動物の飼養又は保管の許可も行う。そして、狂犬病予防法に基づき、犬の登録業務も所管している。この他に、飼い主のいない猫の不妊手術や収容動物の治療、不妊手術等も行っている。動物愛護指導センターでは、これらの業務を所長と 6 名の獣医師、3 名の捕獲員で行っている。多頭飼育問題等、解決に時間要する案件も多く、なかなか本来進めて行きたい普及啓発等に注力できていない。

スライド 7 ページをご覧ください。船橋市の動物愛護管理行政の取組みと課題をまとめた表を、第12回会議資料から的一部改変したものである。所有者のいる犬猫と所有者のいない犬猫に分類し、さらに飼養場所が屋内と屋外に分け、問題点、現況と取組み、市の課題をまとめた。市の課題について、前回の会議でご協議いただいた、人と動物との共生する社会を目指して、重点的に取組むべき施策の整理の中分類（参考資料 2 の右側に列挙している、大きな黒丸部分）を整理して分類した。これらについて、次のスライド以降で、さらに詳しく説明する。

スライド 8 ページをご覧ください。ここからは、前回会議に引き続き、人と動物との共生する社会を目指して、重点的に取組むべき施策について、現状の評価と課題、課題に対する対応案を説明する。

スライド 9 ページをご覧ください。前回の会議資料から抜粋した資料である。赤字部分の適切なリードの使用、協議会の設置、子どもへの動物愛護管理の普及啓発の更なる推進については、優先的に取り組むものとして前回会議にて説明した。

スライド 10 ページをご覧ください。I. 動物の適正飼養の普及啓発と徹底について、前回会議で委員の皆様からいただいたご意見である。小中学校での動物愛護教室の推進、動物の遺棄や虐待について、警察、保健所、動物愛護団体等と情報共有する体制の整備についてご意見をいただいた。

スライド 11 ページをご覧ください。赤字で示した優先的に取り組むべき施策について、現状の評価

と課題、課題解決に向けた対応案を整理した。犬・猫の適正飼養の徹底の中で、適切なリードの使用やその他の犬の登録やふんの持ち帰り義務等については、現状行っている、個別指導、広報紙、ホームページ、リーフレット、ツイッター、パネル展、しつけ方教室等での普及啓発を継続する。一方、普及啓発について、効果的な発信方法や効果的な啓発物等を作成するスキルは、現在の取組みにおける課題である。これら課題解決に向けた対応案として、動画を用いた情報発信、動物診療施設や動物取扱業者と連携した適正飼養の普及啓発や、ポスター等を作成するボランティアの募集、事業者への委託の検討をあげた。

スライド 12 ページをご覧ください。地域における適正飼養の推進のための人材育成として、協議会の設置、船橋市動物愛護管理推進員の委嘱の検討については、現在行っている、ボランティア（譲渡・子猫の育成）や千葉県動物愛護管理推進員との連携を継続しながら検討していく。一方、ボランティア（譲渡・子猫の育成）の負担に対する軽減策について、今年度から、子猫の育成ボランティアに猫を預ける際に、子猫 1 匹に対しミルク 1 缶を渡しているが、離乳食やペットシート等預かり期間に必要な物は多くある。また、譲渡ボランティアに、治療が必要な動物の治療を含め動物の譲渡をお願いすることもあり、これらの負担に対する軽減策は、現在の取組みにおける課題である。この課題解決に向けた対応案として、ボランティアへの活動内容に応じた支援（費用、物資等）を行う仕組み作りの検討をあげた。また、千葉県内の動物愛護管理推進員は、県が委嘱しており、市で動物愛護管理推進員を委嘱していないこと、人材（ボランティア）を育成する制度がないこと、多様な主体（ボランティア）と市の動物愛護管理行政の方向性について共有できていないことについて、これから取組みを検討する必要がある。これらの課題解決に向けた対応案として、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく、協議会の設置と船橋市動物愛護管理推進員の委嘱の検討やボランティア講習会を開催し、まずは人材育成を図ることを考えている。

スライド 13 ページをご覧ください。小中学校等での動物愛護管理の普及啓発として、子どもへの動物愛護管理の普及啓発の更なる推進については、現在行っている、小中学校等での動物愛護管理教室の実施、学校の夏休みや春休み期間中に、動物愛護指導センターで動物愛護管理教室の実施を継続する。本年度、夏休みに実施した動物愛護指導センターのバックヤードツアーは、2日間で13組34名の親子が参加し、動物愛護指導センターの見学や収容動物の紹介のほか、動物愛護指導センターの仕事及び命への責任や終生飼養について学ぶ催しを行った。また、小学校での動物愛護管理教室は、本年度は、塚田小学校2学年から申し込みがあり、12月に実施する予定である。この教室では、小学校2年生向けに、犬にも表情や気持ちがあることを伝え、正しい触り方で実際に犬にふれあってもらうことで、子供たちが思いやりや命を尊重する心を育み、動物だけではなく他者を思いやることの大切さに気付く機会を提供できればと考えている。一方、小中学校での動物愛護管理教室は、年間1~3校の申込みしかないこと、教室の内容が、子どもたちが、動物愛護管理に関してより効果的に理解を高めることができる内容であるかということ、学校のカリキュラムに限界があり、動物愛護管理教室に授業時間を割けないことや、動物愛護指導センターの職員の子どもに教育に関するスキルやこれを行う人員は、現在の取組みにおける課題である。これら課題解決に向けた対応案として、学校（教師）と連携して、教材の作成と授業の実施を検討すること、動物を介在しない授業内容の検討、夏休みの放課後教室で出前講座を実施する検討、職員の人材育成をあげた。

スライド 14 ページをご覧ください。II. 動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進について、前回会議において、飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の推進、効果の検証、及び譲受者選定基準の具体化について、優先的に取り組むものとして示した。

スライド 15 ページをご覧ください。II. 動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進について、

前回会議で委員の皆様からいただいたご意見である。飼い主のいない猫の不妊手術事業については、今後も継続して推進していただきたい、毎年町長が変わってしまう町会には、地域に出向いて説明し進めてほしいといったご意見をいただいた。また、殺処分数について、毎年これだけの数が処分されているのが、非常に残念である。殺処分の原因が、地域での無秩序な餌やり行為にあるとしたら、それは地域全体で干渉していかなければいけないというご意見をいただいた。さらに、譲渡数を伸ばすために、譲渡の基準についてこの会議でも協議したいというご意見をいただいた。

スライド 16 ページをご覧ください。地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及として、飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の推進、効果の検証については、現在行っている、飼い主のいない猫の不妊手術実施事業は毎年不妊手術実施頭数も増加しており、継続していく。一方、現状、動物診療施設への委託上限を超えた猫の不妊手術については、動物愛護指導センターでセンターの獣医師が不妊手術を行っており、センターの獣医師の業務の負担軽減策が課題となっている。また、不妊手術の必要性についての普及啓発、不妊手術をすべき猫の保護率、不妊手術後の猫による被害の継続といった課題がある。これらの課題解決に向けた対応案として、動物診療施設への委託頭数を増やしセンターの獣医師の業務の負担を軽減すること、ボランティア、町会自治会等と連携した普及啓発や経験豊富な、猫の保護・運搬ボランティアの募集、不妊手術後の猫の管理について検討することをあげた。また、飼い主のいない猫の不妊手術事業の効果の検証について、これから検討する必要がある。この課題解決に向けた対応案として、効果の検証方法として、幼齢の飼い主のいない猫の引取り数、道路等における猫の死体の回収数、飼い主のいない猫に関する苦情相談件数、不妊手術後に、飼い主のいない猫の生息状況調査や町会自治会へのアンケート調査等を行い検証することをあげた。

スライド 17 ページをご覧ください。動物の適正

譲渡のための仕組みの整理として、被譲渡者選定基準の具体化や、これに関連する、譲渡ボランティア団体との連携、子猫の育成ボランティアの育成、サポートについて、現状で犬猫の譲渡・返還頭数は増加しており、譲渡や返還を推進するための取組みを継続する。なお、前回会議資料で、動物を譲渡する者を、「譲受者」と表記したが、伝わりにくい表現であるので、「被譲渡者」と整理させていただく。一方、殺処分数が多いことが残念であるというご意見をいただいたが、社会情勢及び動物の福祉と公衆衛生を考えた、譲渡適性の判断について検討が必要である。さらに、動物愛護指導センターにおける負傷動物の治療体制や、高齢や負傷等をした動物の譲渡先の確保も十分ではない。また、適正な飼養者へ譲渡を増やすための仕組みについては、譲渡の推進と終生飼養の面から検討する必要があると考えている。これらの課題解決に向けた対応案として、適正な譲渡について、動物診療施設やボランティア等の関係者の相互間で共有すること、動物診療施設やボランティアと連携した、負傷動物の治療や譲渡体制を確立すること、収容動物の預かりボランティア、馴化ボランティア、看取りボランティアを募集し、譲渡推進のための連携を作ることや、環境省が発行している「動物の適正譲渡における飼い主教育」を充実させることをあげた。また、先程も説明したが、譲渡ボランティアの負担に対する軽減策については、これから検討する必要がある。さらに、終生飼養するつもりであったが、やむを得ない事情は発生し得ることがあり、万が一動物を飼えなくなった場合に、新しい飼い主を見つける仕組みについても、これから検討する必要がある。これらの課題解決に向けた対応案として、ボランティアへの活動内容に応じた支援を行う仕組み作りの検討、事業者やボランティアと連携した、譲渡会の開催や、犬猫を譲りたい飼い主が、犬猫を飼い始めたい飼い主を探す機会（マッチングの場）の提供をあげた。

スライド18ページをご覧ください。III. 動物由来感染症、災害時への対応強化では、災害への備えと発災時の危機管理体制の強化として、ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発と、動物愛護指導

センターや避難所等における災害時の対応体制の整備を優先的に取り組むものとして示した。

スライド19ページをご覧ください。III. 動物由来感染症、災害時への対応強化について、前回会議で委員の皆様からいただいたご意見である。災害時の対策について、一般の飼い主は知らない方がとても多い、災害時にどのような避難方法をとるかを含めた普及啓発は非常に大切であるというご意見をいただいた。

スライド20ページをご覧ください。災害への備えと発災時の危機管理体制の強化として、ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発については、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正し、また船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインを策定し、災害への備えと災害時に必要な事項を示した。これらを、ホームページ、リーフレット、パネル展等で普及啓発することを継続していく。一方、効果的な普及啓発を行うこと、飼い主の自助（災害への備え、発災時の対応についての準備）や、ペットの同行避難訓練の実施状況は十分ではない。これらの課題解決に向けた対応案として、動画を用いた情報発信、事業者（動物取扱業者、動物用品・ペットフード販売店等）や動物診療施設等と連携した情報発信、町会自治会等への出前講座の実施をあげた。

スライド21ページをご覧ください。III. 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化として、動物愛護指導センターや避難所等における災害時の対応体制の整備について、これまでに、京葉地域獣医会と「船橋市災害時における動物救護活動に関する協定」の締結、本協定に基づく「動物救護活動マニュアル」の作成や、市内避難所における動物の収容場所の確保を行った。一方、動物愛護指導センターでの餌等の備蓄や餌等を備蓄する場所については課題がある。また、避難所運営委員会や飼い主へ、避難所でのペットの取扱いについての周知も十分ではない。これらの課題解決に向けた対応案として、災害時に備え、餌やケージ等の準備と発災時にすぐに取り出せるような整理、千葉県、周辺市町村や事業者等と連携した、発災時に物資等の支援を受ける体制作り、町会

自治会等へ出前講座の実施をあげた。また、動物愛護指導センターが被災した場合に、放浪動物や救護が必要なペットを収容する拠点の整備について、これから取組みを検討する必要がある。東日本大震災の際は、動物愛護指導センターは液状化により、建物が傾き、水道等のライフラインに影響が生じた。また、動物愛護指導センターに続く、新港大橋も一時通行止めとなる状況だった。これらの課題解決に向けた対応案として、放浪動物や救護が必要なペットを収容する拠点の整備、動物の飼養施設を有する動物診療施設や動物取扱業者との動物の収容に関する連携をあげた。

スライド 22 ページをご覧ください。IV. 事業者等による動物の適正な取扱いの推進については、令和元年度の法改正により、動物取扱業者への規制が強化されたので、遵守基準の徹底を図る。

スライド 23 ページをご覧ください。5 動物愛護施設の整備事例について説明する。初めに説明したように、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正や、社会情勢の変化により、動物愛護管理施設は、以前の動物を収容するための施設から、人と動物との共生する社会の実現を図るために、動物取扱業者の監督、動物の飼養又は保管に関する指導、特定動物の飼養又は保管の監督、犬猫の引取り及び譲渡し、動物の愛護及び管理に関する啓発活動等を行う施設として、機能を果たすことが求められている。このスライドでは、他自治体の動物愛護管理施設の整備事例をあげた。神奈川県動物愛護センターは、「動物を処分するための施設」から「生かすための施設」に機能転換し、整備された。川崎市動物愛護センターは、「動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設」として整備された。おおいた動物愛護センターは、動物を通じて、集い、学べる交流施設としての機能を果たす施設として整備された。このような整備を行うために、「基金」等を創設し、施設整備、譲渡推進のための動物の治療やしつけ、譲渡会開催等の経費に活用、動物関係団体やボランティア等との協働による運営、ネーミングライツパートナーとして民間企業との協力、動物の収容・飼養管理、情

報発信・普及啓発等を企業へ業務委託、市民利用スペースの拡充（譲渡会、動物とのふれあい、趣味サークル、地域のイベント等）、災害等緊急時における被災動物の避難救護活動拠点としての整備、といった取組み事例が挙げられる。なお、船橋市動物愛護指導センターでは、近くに三番瀬環境学習館があるので、そちらで動物愛護指導センターのチラシを配架していただき、環境学習館へいらっしゃった方が動物愛護指導センターにも寄っていただくような取組みを行っている。

本日は、重点的に取組むべき施策について、現状の評価と課題に対し、課題解決に向けた市の対応案を説明させていただいた。委員の皆さんには、他自治体の整備事例等も参考に、船橋市動物愛護指導センターに求められる役割や必要な機能、動物愛護指導センターのあり方についてご協議いただきたい。説明は以上です。

---

○中村会長 お聞きのとおりです。動物愛護指導センターの機能強化について説明があった。前回の会議で協議した、重点的に取り組むべき施策の整理について、本日は優先的に取り組むべき施策の、現状の評価と課題、課題解決に向けた対応案を整理し説明していただいた。これらについて、協議する。優先的に取り組むべき施策だけでも、非常にボリュームがあるので、テーマ毎、協議していきたいと思う。

まず、資料の 11 ページをご覧ください。犬・猫の適正飼養の徹底の中で、適切なリードの使用やその他の犬の登録やふんの持ち帰り義務等について、課題解決に向けた対応案をあげていただいた。この対応案等について、もっと別の取組み方や、こうした方が良い等、ご意見のある方は举手を願う。

○石川委員 今年 4 月頃の狂犬病予防注射の時期や 9 月の動物愛護週間の時期の広報ふなばしは、結構大きく枠を取って動物愛護に関する記事を掲載しており、センターの業務について市民に啓発できてよいと思った。動物愛護指導センターができた時に、

1ページカラーで大きく掲載されたが、そのくらい大きく特集してもらうとか、特別号のようなものが出たらよいと思った。以前のように小さな枠ではなく、大きく掲載してもらっているので、進歩したと思っている。

○衛生指導課長 ありがとうございます。ご指摘いただいたように、4月は飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の記事とそれに付随するもの、9月は動物愛護週間ということで、色々な事について毎年少しづつ記事を変え皆様へ周知している。その他、広報紙の所管課と協議をして、各月のしつけ方教室の記事等も載せている。今後、所管課とも協議をして検討させていただきたい。

○中村会長 次に、資料12ページをご覧ください。地域における適正飼養の推進のための人材育成として、協議会の設置、船橋市動物愛護管理推進員の委嘱の検討について、課題解決に向けた対応案等について、ご意見のある方は挙手を願う。

○切替委員 ミルクボランティアの制度を知らない人が多い。センターへ行き話をしても、それから登録すると言うと、少し大変そうと思われるようである。センターは見学できるから行ってみたらと言うと、センターは入り辛いとか、入ってはいけないと思っている方が多くいる。実際にふらっと行ったら業務の邪魔になってしまうか。予約は必要か。

○動物愛護指導センター所長 見学に来ていただくのは歓迎する。主に見学に来るのは、猫の譲渡を希望する方が多いが、譲渡条件もあるので、事前に連絡をいただいてから来所してもらっている。センターに何か目的があって見学したいという方の見学も、センター獣医師が5人しかいないので、対応できない場合があるので事前に予約をいただくと助かる。

○切替委員 例えば、潮干狩りの帰りにセンターに寄って、譲渡された猫のアルバムを見るとか、ポスターやパンフレットを拝見して、色々なことを知つていただくために、職員の案内を問わず中を見るることは可能か。

○動物愛護指導センター所長 ホールについては可能である。センターには常設展示のようなものはな

いが、本、ポスターの掲示や譲渡された猫の飼い主からの報告をファイルしたものが展示してあるので、見ていただいて構わない。ただし、ホール以外の部分についてはふらっと寄って見ていただけるような体制が今はないので、機能強化の中でいつでも自由に来て見ていただけるようにしたいので、今回の課題にもさせていただいているが、今後もそういった意見をいただき、よりよい啓発ができたらと考えている。

○駒田委員 今の意見はすごくよいと思う。センターはいつでもウェルカムという感じではないので、そこをもっと広報して、せっかくホールがあるので、定期的にイベントで人気の高い獣医師体験等を行い、子どもに来てもらい、いつでも歓迎というところをアピールできればよいと思う。ただ場所が便利なところではないので、それを押してでも行ってみようという気持ちになってもらえるようなイベントを色々開催していただけるとよい。

○平川副会長 スライド5ページに施設の写真が載っていた。私も何回かお邪魔させていただいたが、センターは非常にきれいで、犬や猫をしっかり飼育していただいて、私からすると非常に明るいイメージである。たが、妻や友人は処分につながる暗いイメージが強く、それを払拭するのは難しいと思う。きれいなイメージの写真をもっと出してほしい。また、土日の対応はどうなっているか。

○動物愛護指導センター所長 土日の対応は、動物を飼養しているので、職員が一人出勤し、動物の飼養管理をしている。しつけ方教室や、今年は、動物愛護指導センターのバックヤードツアーを夏休みに実施したように、イベントを土日に開催している。ただ、毎週開けている訳ではない。全国的には、公民館のように、土日開所して、月曜日休みのような施設もあるので、それも参考にしながら機能強化できたらと思う。

○平川副会長 ありがとうございます。本当に大変かと思うが、海浜公園に行く人は、土日行く人が多い。官公庁なので、土日開いていないのが当たり前である。ただ、子猫等を預かっている以上、どなたか必ず職員が来て、面倒を見なければいけな

い。これを市民の方は知らない。そういったところは、誇って発信していっていただきたい。また、ボランティアは、無給でやる人をボランティアと呼んでいるが、子猫の育成ボランティアは非常に大変である。3時間置きに授乳するのは非常に大変なことで、これを続けていくために手厚い支援をお願いしたい。PRとボランティアの方への支援をよろしくお願いしたい。

○駒田委員 子猫のボランティアは、お金が欲しい等ではなく、目の前にいる子猫を助けたい、可愛い等という気持ちやっているので、一番のお礼になるのは、子猫がこういう家庭に行って、このように幸せに育っているというのを知らせるのが、ミルクボランティアにとって一番の喜びになると思う。それであれば、お金をかけないでよく、一番よい方法ではないかと思う。もちろん、沢山お金をかけて支援してあげるのは、その方がよいかもしれないが、恐らく、それよりも、あなたが育てくれたから幸せになれましたというところのフォローをお願いしたい。

○佐藤委員 自分もミルクボランティアには興味があるが、子猫を育てたことがないので、ぜひ講習会をやってもらいたい。

○駒田委員 ある市でミルクボランティアをされていた方が、子猫が亡くなってしまった。それがとてもトラウマになってしまい、その後できないというふうになってしまったことがある。それは、その方が悪くなく、生まれたばかりの子猫は何かあって亡くなってしまうことは沢山あることなので、そういうことも踏まえボランティアには、どなたのせいでもありませんということで、もっとフォローしてあげる必要がある。

○切替委員 船橋市の場合は、そこはすごく充実している。センターを見て、大丈夫そうな子猫をお願いしている。体重が少し減ると、大丈夫ですかと声かけがあり、危ない時に、預かっている人が獣医師へ連れて行くこともあるが、危なくなったらセンターで引き取ってくれ、ボランティアの家で死なないように考えてくれている。

○中村会長 実際にボランティアをしてくださっている方からの意見は貴重であり、ありがとうございます。

次に、資料13ページをご覧ください。小中学校等での動物愛護管理の普及啓発として、子どもへの動物愛護管理の普及啓発の更なる推進について、課題解決に向けた対応案等について、ご意見のある方は挙手を願う。

○駒田委員 動物を介在しない事業内容の検討とある。最近は主催者（行政）から、動物を連れていくと動物虐待になるという声があるため、動物を連れて行かないようにしようという声が聞こえてくる。私は、直接そういうことを聞いたことは無いが、行政の中ではそのような流れがあり心配している。そのところを教えていただけるか。

○動物愛護指導センター所長 学校の希望があれば動物とのふれあいを含めたメニューも行うが、学校としてそれを望まない場合や、アレルギーがあるので保護者からやめてほしいといわれることもある。川崎市は授業の中で行っているが、むしろ動物を連れて行かないでやる方が多いようである。学校との協力体制、連携とか例えば教材を教師と一緒に作る、カリキュラムを作るとか、我々より先生の方がプロなので、より親密な連携を取りながら取り組んでいけたらよいと思っている。

○駒田委員 ここ数年来、学校へ動物を連れて行くと、ふれあいができず遠巻きに見ている子どもがいるので、実際にアレルギーがあればふれあいはできないと思う。小学校の低学年や幼稚園にも行ったことがあるが、犬とぬいぐるみの違いが分からぬ。小学校1年生位の子どもは、実際に犬とぬいぐるみを見せて、違いを聞くと、色が違う、手の形が違う、鼻の長さが違うといった、見た目の違いばかり言う。最後の方に、先生がヒントを出したりすると、生きていると、生きてない、と言ってくれる子がいる。では、どういう違いがあるのというところから話をして、生きている動物はうんちをする、ぬいぐるみはうんちをしない、生きている動物はおやつを食べる、ぬいぐるみは食べない、生きているか

らいじめられると嫌だよ、ぶたれると痛いよとアプローチをしていく。そのように色々な違いがあることを伝え、最後に触れ合いをさせると、皆、あったかいと言って喜ぶ。やはり、その血が通った動物に実際触れさせるということと、ぬいぐるみだけで話をすることは、私は差が大きいと思っている。もちろん、犬を連れて行かない愛護教室はでき、やらないうちは重要だと思うが、やはり犬を触ってもらいたいと私は思う。

○中村会長 獣医師会として学校飼育動物の飼育指導として各小学校に獣医師が一人ずつ派遣され、スライドを用いて100人位の小学校3年生位に話をしている。本当に伝えたいことは、動物を大事にしましょう、動物を触ったら手を洗いましょうということだが、学校の先生の業務が大変で、先生の時間を割いてもらうことが心苦しい。子どもに教育するのはなかなか難しく、アレルギーも、昔より多くあるので、壮大なテーマと思うが、よろしくお願ひする。

○駒田委員 柏市は教育委員会が中心となって、青少年センターのようなところで、夏休みに愛護教室を行っている。放課後教室等は、結構児童が退屈しており、イベントが必要と言われたりするので、喜ばれる。そういうこともご検討いただきたい。

○切替委員 体験させたり、実感させるのが大事であり、そのためには動物がいたほうがよいと思う。先生との連携が取れたらよいと思うが、学校の先生はどのように進めたらよいかわからないので、「どういうことができますか?」と言われて「こういうことができます。」と言うと「それではそれでお願いします。」と言われることが多い。先生とちゃんとお話をして、学校でこういう目的で授業を行っているから、それに絡めてこういう授業を行って欲しいという話がでたらすばらしい。イベントではなく、生徒への授業の一環として入いればよいと思う。出前講座について、他県の話だが、部活やサークルの一つに動物愛護指導教室が入っているところがあり、担当の先生がおり、1年間関わることができる。それは、すごく子どもたちの勉強になり、授業を空ける必要もないで、先生方もやりやすいのではない

かと思う。この出前講座をセンターの職員が行うのはすごく大変なので、センターの考えを忠実にできるような一般の人を養い、できたらよいと思うがいかがか。

○動物愛護指導センター所長 動物愛護管理推進員やボランティアの育成など、センターの方針に着実に伝えていただける方を養成したり、学校との連携が今後重要になってくると思っている。

○石川委員 犬と散歩していたら、興味のある子どもが寄ってきて、触らせてくださいと言ってきた際には、私から触り方を教えて触らせていた。やはり、寄ってくる子どもに対し、飼い主が触り方やマナーを教えてあげることができれば、ふれあいも身近になり、動物に対しどういう対応をするのか分かると思うので、飼い主のマナー教室をもっとやっていただければ良いと思う。動物の触り方を分からぬ飼い主も多く、それでこう傷事故も起こると思うので、飼い主へ、広報に書いてあるような内容を分かってもらうことを考えていただきたい。わざわざ企画しなくとも、飼い主のマナーはこういうことですということが、沢山目に留まるようにできたらよいと思った。

○中村会長 ありがとうございます。次に、資料16ページをご覧ください。地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及として、飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の推進、効果の検証について、課題解決に向けた対応案等について、ご意見のある方は举手を願う。

○切替委員 飼い主のいない猫の不妊手術数を教えてほしい。

○動物愛護指導センター所長 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業では、平成28年度113頭、平成29年度164頭、平成30年度364頭、令和元年度435頭、令和2年度437頭、令和3年度が585頭の手術を行っている。

○駒田委員 これをセンターの獣医師が手術をしているので負担があるということだが、例えば、センターの場所を提供して獣医師会の獣医師に来てもらって手術を行うことはしているのか。していない場合は、可能か。

○動物愛護指導センター所長 事業を開始した当初は、京葉地域獣医師会の獣医師に来ていただいて手術をしていた。その後、新たな手術器具を導入して、不妊手術に係る時間の短縮が図られ、手術申込数が増えた事もあり、現在はセンターで行う手術はセンターの獣医師のみで行っている。先程の、手術数は、センターでの手術と、動物病院への委託の合計である。

○駒田委員 手術数が増えたので、改めて獣医師会の獣医師に来てもらって手術してもらうのもよいのではないか。中村先生にもお伺いしたいが、外で走り回っている野良猫を自分の病院に入れて手術するのは、ノミダニや感染症もありリスクがある。私が伺ったのは、開業の獣医師の中には、余り自分の病院に野良猫を入れたくないと考えている先生もいる。協力はしたいけど難しい場合もある。中村先生としては、病院で不妊手術をすることについていかがか。

○中村会長 やはり、リスクしかない。初見の猫なので、性格も、健康状態も分からぬ。しかし、できることからやらなければならぬので、できる範囲で協力する。各動物病院に手術を委託する理由は、センターまでの搬入が大変という市民がいるからである。まずケージを貸し出してもらい、捕まえ、持ち込む。それが、自分の最寄りの病院ができるのであれば、ケージに入れて持つていけばいいので、依頼する方からすると有難いシステムだと思う。動物病院側としては、リスクはあるが、ボランティアの気持ちが大きい。たまたま同席した飼い主には申し訳ないと思うので、なるべく入り口を分けたり、時間帯をずらすような工夫をしている。

○泉谷委員 私の町会で飼い主のいない不妊手術を行っている方が3名程おり、センターまで行くのは大変だという声があつたが、近くの動物病院で不妊手術ができるようになって以来、手術頭数が増えた。獣医師は大変だと思うが、町会自治会の会員の方も近くでできたらやりやすいので、是非ご協力いただきたい。また、飼い主のいない猫対策に協力している町会自治会がどの程度あるのか、船橋市自治会連合協議会でも把握していない。不妊手術

する際に、町会長が署名した申請書が出ていると思うので、市内全体でどのくらいの自治会が協力体制にあるのか、どの辺りの地域が多いのか、少ないのか、マップを作っていただければ今後の参考になる。

○動物愛護指導センター所長 令和3年度は、延べ申請団体数ではなく、実数で92団体から申請があった。和4年度は10月28日現在、同じく実数で84団体が申請している。マップについては今後お示しできる機会があればと思う。

○平川副会長 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業に協力いただいている獣医師会に非常に感謝する。市の事業の他に、飼い主のいない猫を捕獲した個人が自分で不妊手術をするものかなりの数いる。そういう猫を不妊手術してくれるところがないと本当に困ってしまう。近くの町会の会員に、猫に餌をあげてしまつて、その猫が子猫を産んでしまつた。そうすると、その親猫がすぐに不妊手術をしなければいけない。市の不妊手術に間に合わない時は自分達で手術するしかないので、動物病院での手術も今後もお願いしたい。

○駒田委員 近所で不妊手術ができるところがあつた方がもちろんよいと思う。我々委員は、獣医師のご苦労はご存知かと思うが、ある会議で、獣医師は儲かっているからそのくらいやりなさい、無料でやりなさいという意見がでた。そのような意見を会議で言うかたもいらっしゃるので、獣医師も大変な思いをされてやってくださっているということ、お互いの協力であるということを理解してもらうことが必要かと思った。

○中村会長 不妊手術を無料でやるよう言われても、感染等色々なことを考えると、お金をいただいているのと同じ対応が必要である。ボランティアに携わっている先生方は、採算度外視と思う。我々も、獣医師になるくらいなので、動物は好きであり、商業主義の者もいないので、協力させていただく。

○切替委員 資料の不妊手術後の猫による被害の継続はどう言うことか。

○動物愛護指導センター所長 TNRや地域猫活動にしても、不妊手術後に猫が減るまで何年かかる

ので、すぐには被害がなくならず継続しているという意味である。

○中村会長 次に、資料 17 ページをご覧ください。動物の適正譲渡のための仕組みの整理として、被譲渡者選定基準の具体化や、これに関連する、譲渡ボランティア団体との連携、子猫の育成ボランティアの育成、サポートについて、課題解決に向けた対応案等について、ご意見のある方は挙手を願う。

「発言者なし」

特になければ、次に、資料 20 ページをご覧ください。災害への備えと発災時の危機管理体制の強化として、ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発について、課題解決に向けた対応案等について、ご意見のある方は挙手を願う。

○平川副会長 私も町会自治会、地区連合会の避難所の運営に携わっている。避難所でのペットの対応は検討されているが、避難される方や町会自治会の会員へもお願いしたいのだが、できるだけ避難所へ来ず、自宅の方が安全という P R をしている。できれば、ペットについても、自宅で何とかして欲しいとお願いしている。災害時に、ペットを飼育している場合、餌の問題、猫砂の問題等、色々物資が必要となる。そういう支援体制を市にお願いしたい。災害時に自宅でペットと共に過ごしてほしいが、そのためには必要な資材等は、市で確保できる体制をできればお願いしたい。

○中村会長 今のことばは、資料 21 ページの内容でもあるので、資料 21 ページに移らせていただく。災害への備えと発災時の危機管理体制の強化として、動物愛護指導センターや避難所等における災害時の対応体制の整備について、ご意見のある方は挙手を願う。東日本大震災の時の動物の救護等に携わっておられた、駒田委員から、動物に関するエピソードがあればお願いしたい。

○駒田委員 東日本大震災の時は、被災地の交通が寸断されており、こちらから行くにしてもガソリンが無い等、色々な状況であった。それまでは、備蓄を 3 日分用意しておきましょうと言っていたが、一週間たっても届かなかったことがあり、現在は、7 日分は用意しておくことが推奨されている。ただし、

そういった状況が無ければ、ペットフードの会社等が支援してくれる。新潟の災害時も、新潟にあるペットフードの企業から大量のフードが被災地へ送られた。行政にはこのように伝えているが、一般の飼い主へは、1 週間分は備えておくよう伝えている。飼い主へは、物資より、日頃のしつけが必要と伝えている。特に「おいで」とか「待て」などの基本的なしつけができないと、災害時にパニックになり逃げだしてしまったということもあるので、しつけは大切と思う。この間、九都県市防災訓練があり大網白里市へ行ったが、同行避難訓練をするので、地域の方へ犬を連れてきてくださいと呼びかけた。その条件が、キャリーは持ってきてくださいと言ったら、皆キャリーは持っていないと言った。動物病院へ連れて行く時どうするかと聞くと、軽トラックの後ろへ乗せていくという話があった。結局、キャリーはいらないので参加してくださいと呼びかけたが、地元で参加された犬は 2 頭だけだった。私たちが普及啓発している所と違ったので、そういう意味では、船橋市は、全体的に都市部なので、やりやすいと思う。特に、市の中心部から広げていくのがよいと思う。

○中村会長 ありがとうございます。ハード面も大事だが、しつけの面も大事というお話をあった。他にご意見はあるか。

○切替委員 新潟地震の時に手伝いに行った。幸いその時は、火は出なかつたが、道路が寸断された。大きい避難所に物資がたくさん届いていたが、そのフードを飼い主の手元まで届けられなかつた。飼い主の方へは、1 週間の備蓄をしっかりしてもらいたい。また、療法食は届かないで、ローリングストックをしっかりしてもらいたいし、獣医師に飼い主へ伝えていただきたい。

○中村会長 分かりました。

○駒田委員 一部のところには、色々な物資が届いていた。そこから先、例えば自宅避難であれば、誰かが持つていかなければいけない。元気な方であれば、取りに行けるが、車がない、高齢で取りに行けない所には配布しなければいけない。東日本大震災の時は、体育館等に山積みになっているが、過疎地

のような所にはなかなかそれが届かず、一日1個のおにぎりで過ごしたということもあった。避難所へ取りに行けない方にはどのようにするか考えておかなければいけないと思う。

○切替委員 新潟の愛護センターの方に伺った話を思い出した。新潟は、猫は放し飼いの方が多かった。地震の時に、猫は皆どこかへ逃げていなくなってしまった。動物は子孫を残そうとするので、その2か月後、子猫が沢山生まれてしまったと聞いた。猫も災害時に逃げ込める場所を作つておく等、猫のしつけも非常に大事である。

○平川副会長 災害時の視察は自連協でも行っている。被災地の自治会で何が困っているか聞いて回ったところ、避難所に物資があるのに配られないということがあった。これは、行政の責任で、行政は上からの命令がないと絶対に配布しない。行政の指揮命令系統がしっかりとしていないから、結局住民に渡せなかつたことがあった。また、ボランティアにお願いしたら来た人みんなに配つてしまい、必要な人に行き渡らなかつたという例があつた。どうやって配るかということになると、町会自治会がやるしかない。のために、町会自治会は一生懸命、準備をしたり、訓練をしたりしているが、物資の配布訓練は行つていない。災害時に町会自治会がどれだけ機能するかは非常に難しいところがあると思うが、自連協としても、それぞれの地域にしても、そういう対策についてどのように行うか、地元で対策会議や組織を作つて検討している。良い知恵や事例があればお聞かせ願いたい。また、今までペットというと犬や猫の対策の話しかほとんどで出でていない。ところが、見たことのない動物を飼つている方は結構いらっしゃる。要するに、避難所に爬虫類を持って来られると困る。市は、爬虫類などが避難所に来た時のことについても考えておく必要がある。私が知つてゐる方に、クマ、イノシシ、土佐犬を飼つてゐる方がいた。そのような方も同じように災害にあつ。そのような時に、犬猫だけでなく、そういう対策をどうするのか、考えておいていただきたい。

○駒田委員 被災者まで物資が届かなかつたもう一

つの例だが、茨城で水害が発生した際に、愛護センターに避難物資が配られずに置いてあつたが、どこから幾つ来たか全て記入しなければいけない、それをやる人がいないので配れないということがあつた。そんなことやつている時間は無いと言つたが、後からお礼等をしなければいけないとのことであり、私の友人が記録したが、かなり時間がかかつたと言つていた。写真を撮るなどして、後で時間があるときに記録するなど、合理的な効率的にできる方法を考えておくべきと思った。

○中村会長 ありがとうございます。最後に、資料23ページをご覧ください。動物愛護管理施設の整備事例の紹介があつた。この中で、船橋市としても取り入れた方がよい等のご意見がある方は挙手を願う。

○佐藤委員 センターは少し遠くではあるが、海や三番瀬に近くてよい場所でもある。今の資料を見ても、本当にセンターの方の仕事が多く大変だと思う。やはり、土日はボランティア等の方にお願いする等して、子どもたちが来て楽しめるような場所、環境学習館に寄つたついでに来られるような場所、ドッグランを作る等、市民が行きやすい場所にしてもらいたい。

○駒田委員 宇都宮市の愛護センターが、センターは殺処分場でないということ、その代わりに、愛護センターへ沢山の人に来てもらい、その人たちにセミナーを行い、譲渡しているということを15年前から取り組んでいた。そこを見学させてもらったが、施設がしっかりとできつていて、穴を覗くと動物の生態が分かるとか、どうやって増えてしまうとか、子どもたちが楽しみながら学習できるような部屋があつた。そこを出ると、子どもたちが座れるマットが敷いてあり、動物に関する本が沢山置いてあり、子どもたちはそこでくつろいでいた。外では、天気がよい時はケージを出して、譲渡対象の子犬を遊ばせておくようなことをしていた。自然と動物と触れ合つたり、命の大切さを勉強しつつ、子犬を飼うためにはどうすればいいのかということを考えさせて、譲渡に結び付けていた。見学に行った当時は、殺処分はゼロと言つていた。殺処分ゼロどころか、抽選

に漏れてしまうと犬猫が貰えない方が沢山いると聞いた。ハード面はお金がかからてしまったりするので、そこまではやらなくても、それに似たようなことは創意工夫ができると思う。センターの人たちだけでなく、私たちや市民のアイデアももらいながらそのような施設ができたらよいと思う。

○中村会長 ありがとうございます。それでは、市には、課題について一つずつ解決に向け取り組んでいただき、前に進めていただければと思う。色々な対応策を考え取り組んで行くことになると思うが、その中で、動物愛護指導センターの人員を増やしたり、施設を拡張したりする必要があるのか等も検討し、センターのハード面だけでなくソフト面でも機能強化を図っていければと思います。

.....

### 3. その他

#### ・飼い主のいない猫に係る啓発看板について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 飼い主のいない猫に係る啓発看板について説明する。前回も議論いただいた飼い主のいない猫の飼養、保管又は給餌、給水する者に対する啓発看板と地域猫活動者が地域猫活動を周知するための看板について、今回の会議でその内容について決定していきたい。

資料3-1をご覧ください。飼い主のいない猫の飼養、保管又は給餌、給水する者に対する啓発看板について、ページ上が前回お示しした案で、ページ下が前回会議の意見を受け修正した案である。こちらについては、先日、皆様にご確認をお願いしたところ、概ね肯定的な意見を頂戴した。1点だけ委員のお一人から、「地域猫として活動する方法もあります。詳しくは市センターまでお問い合わせください。」といった地域猫活動に寄り添うような言葉もあってよいのではとのご意見を頂戴した。地域猫活動については、ガイドラインにも記載したとおり、飼い主のいない猫対策として地域の実情に合ったものを地域住民が選択していただくものの一つと考えている。この看板については、センターネームではなく町会・

自治会名等も入れていただくことを想定しており、飼い主のいない猫対策の一つとしての地域猫活動の記載は、町会・自治会等の選択を狭める可能性があるので、その点については修正していない。

次に資料3-2をご覧ください。地域猫活動者が地域猫活動を周知するための看板の案で、ページ上が前回お示しした案で、ページ下については、前回会議の意見及び事前に意見を頂戴したうえで修正したものになる。事前に確認を頂いた案から修正した部分は、見出しの「野良猫」を「飼い主のいない猫」に修正したほか、猫の写真等を入れていただく部分に「不妊手術（耳カット）をした」という文言を付け加えた。こちらについても、委員の皆様からは概ね肯定的な意見を頂戴しているので、今後、船橋市のホームページで参考として示すこととする。説明は以上です。

○中村会長 お聞きのとおりです。まず、飼い主のいない猫の給餌等をする者に対する啓発看板（案）について、ご意見のある方は挙手を願う。他の業者に依頼することなく、内部でこのようなインパクトのある看板を作成してくれた。なかなか目立つものと思う。

○駒田委員 餌やりをしている方にもう少し寄り添ったらという意見は私が書いた。これは、会議の時にも申し上げたが、チラシか何かでこういうふうにするといいという物を、各町会・自治会長へ置いていただき、問合せや、餌やりを見つけた時に配布できるようなチラシがあるといいと思う。餌をやっては駄目と言って敵対心を持たせるようなことばかりしていても減らないと思う。餌をやるのであれば、こういう方法があるという方向に持っていくないと減らないと思う。チラシが無いと、町会長がその都度説明しなければいけなくなるので、そういうチラシがあったらよいと思う。

○動物愛護指導センター所長 猫の餌やりに関する苦情は非常に多く、現地に出向き給餌者に直接指導することが多い。飼い主のいない猫の不妊手術実施

事業の決定通知を自治会等に送付する際に、飼い主のいない猫対策の相談窓口を案内するチラシを同封しているので、このチラシを見て問い合わせがあれば対応していく。

○駒田委員 餌やりをしている方の指導は、例えば、2時位に来て餌をやっていると言われば、それを見計らって行ったりするのか。行政が来た時点で、そういう方はシャットアウトしてしまう。もう少し柔らかくアプローチできたらいいと思い、それで、町会・自治会長等、地元から優しく言ってあげた方がいいのではと思った。もちろん、被害が多いのはいけないことだが、行政から言われると、地元から言われるのでは感じ方は違うと思う。

○動物愛護指導センター所長 猫に餌をあげている人だけではなく、苦情を申し立てた方にも、「こう言った方法がある」というようなアドバイスを必ず行っている。「餌をやってはいけない」と言うことはないが、「こう言った取り組み方法がある」という説明をしている。

○中村会長 少し脱線してしまいましたが、地域猫活動に関する看板は、市のホームページに掲載し参考例として示すとのことです、地域猫活動を行う地域があれば、こういう物もあるということで、お知らせしていただければと思います。

---

#### ・次の会議について

##### 【説明】

○動物愛護指導センター所長 資料4船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題検討スケジュール(予定)をご覧ください。本日は、動物愛護管理対策会議(第19回)として、マイクロチップ装着の義務化及び狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度について、動物愛護指導センターの機能強化について、その他についてご協議をいただいた。次回は、令和5年2月頃に、第20回動物愛護管理対策会議を予定している。次回から、委員の任期が新しくなりますので、会長、副会長の選出を行ったうえで、これまでの船

橋市動物愛護管理対策会議の会議概要、動物愛護指導センターの機能強化について等を予定している。説明は以上です。

○中村会長 お聞きのとおりです。次回は、新しく委員を選出し、2月頃に開催を予定したいと思うが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

○中村会長 以上で、第19回動物愛護管理対策会議を開会する。

私共委員の任期は11月30日までとなりますので、現委員での会議については、今回が最後となる。長時間にわたるご審議、ご苦労さまでした。委員の皆様には、この2年間は新型コロナウイルス感染症の蔓延により、会議の開催が大変なところもあったが、ご協力をいただきありがとうございました。動物愛護団体、市民、町会自治会、弁護士といった様々な分野の方からご意見をいただき、大変勉強になった。この会議は継続されるので、引き続き、犬や猫が適正飼養され、人と動物との調和のとれた共生社会を作るために、改めて関係者の皆様のご尽力を期待したいと思う。これで、私の議長の任務を終了する。

#### 午後12時35分閉会

##### 【閉会後】

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な会議の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

最後になりますが、本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容をご確認いただきたいと思う。

以上で、本日の会議を終了する。

本日は、ありがとうございました。

---

##### 【出席委員】

中村会長

平川副会長

泉谷委員

切替委員

駒田委員

石川委員

佐藤委員

南川委員

[欠席委員]

なし

[関係職員]

筒井保健所長

高橋保健所理事

松野保健所次長

岩田衛生指導課長

鈴木動物愛護指導センター所長

千葉動物愛護指導センター副主査

笹本動物愛護指導センター主任技師

[傍聴者]

6名